

間税会ニュース

平成27年5月15日
No. 43



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皇月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です

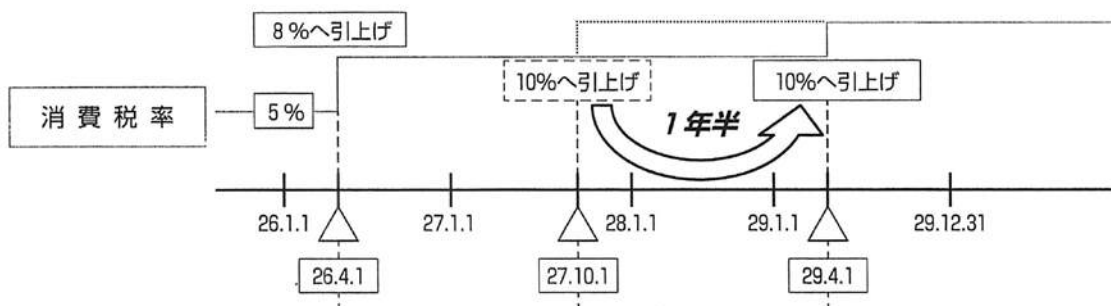
消費税制が変わります!

1 消費税率10%への引上げ時期の延期等

【1】 消費税率引上げ時期の延期等

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(税制抜本改革法)について、次の措置が講じられました。

① 消費税率(国・地方)の10%への引上げの施行日が平成29年4月1日となりました。



(出典：財務省「参考資料(法人税改革以外)」)

② 消費税率(国・地方)の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成27年4月1日から平成28年10月1日に変更する等の改正が行われました。

	現行	改正後
消費税率10%への引上げ時期	平成27年10月1日	平成29年4月1日
適用税率の経過措置の指定日	平成27年4月1日	平成28年10月1日

③ 税制抜本改革法の附則第18条第3項(いわゆる景気判断条項)が削除されました。

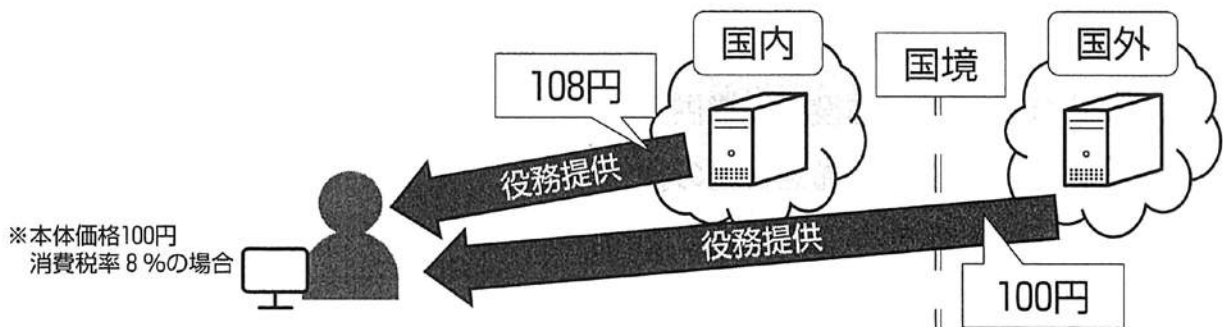
【2】消費税転嫁確保法の期限延長等

消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とすることにあわせ、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」の期限を平成30年9月30日（現行：平成29年3月31日）とする等、関連する法令について、所要の措置が講じられました。

2 国境を越えた役務の提供に対する消費税制度の見直し

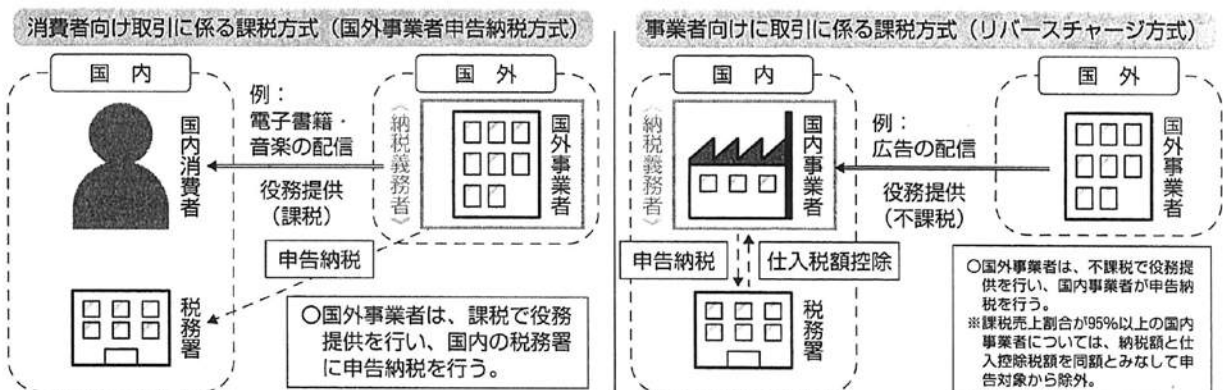
【1】改正のねらい

現在、海外からのインターネット等を通じた電子書籍・音楽・広告の配信やクラウドサービス等の役務の提供には、消費税が課税されていません。一方、同一の役務の提供であっても、国内からの役務の提供には消費税が課税されています。そこで、内外の競争環境の公平性・中立性を確保する観点から、海外からのインターネット等を通じた役務の提供に消費税を課税することとされました。（平成27年10月から施行）



（出典：経済産業省「平成27年度 経済産業関係 税制改正について」）

■改正後の課税方式のイメージ



（出典：経済産業省「平成27年度 経済産業関係 税制改正について」）

3 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

【1】 改正のねらい

訪日外国人による日本での買物の消費額は増加傾向（注）にあり、その需要を取り込むため、商店街等において、各免税店が第三者に免税手続を委託（ワンストップ化）することを可能とすることにより、各店舗での手続負担を大幅に軽減することが改正のねらいです。現行制度では、免税販売を行う場合、個別店舗ごとに免税手続を行う必要がありますが、この改正により、外国人対応について、語学力等の不安がある地方の中小企業等も含め、免税店の拡大が見込まれます。

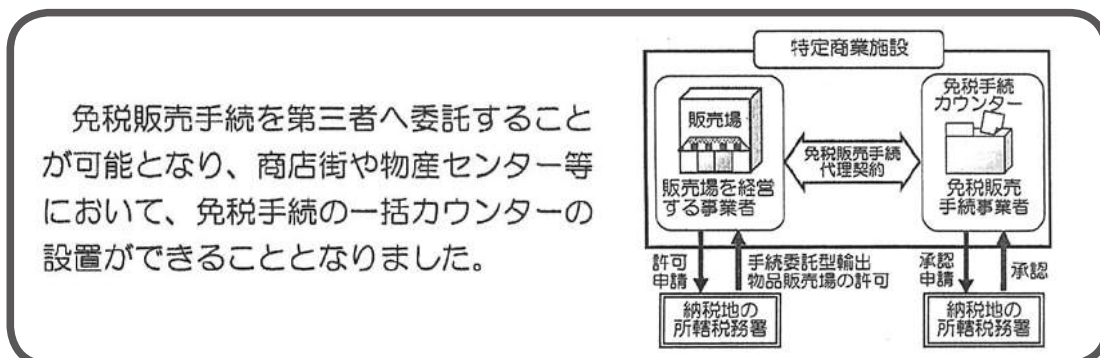
（注）平成 26 年度税制改正により、平成 26 年 10 月 1 日以後に行われる免税販売の対象物品に消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類、その他の消耗品）が追加されています。

【2】 改正の概要

外国人旅行者向けの消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しが行われました。

① 手続委託型輸出物品販売場制度の創設

イ	輸出物品販売場について、その販売場における全ての免税販売手続を免税手続カウンター（下記ロの許可を受けた物的施設をいいます。）を設置する事業者（以下「免税手続事業者」といいます。）に代理させることを前提とした許可制度が創設されました。
ロ	他の事業者が経営する販売場における免税販売手続の代理をしようとする事業者（課税事業者に限ります。）は、その販売場が所在する次に掲げる場所に設けた物的施設において免税販売手続を行うことについて、納税地を所轄する税務署長の許可を受けるものとされました。 (イ) その販売場が商店街振興組合の組合員が経営する販売場であるときは、その組合の定款に定められた地区 (ロ) その販売場が中小企業等協同組合法上の組合の組合員が経営する販売場であるときは、その組合員が形成する一の商店街 (ハ) その販売場が大規模小売店舗内にあるときは、その大規模小売店舗の施設 (ニ) その販売場が一棟の建物内にあるとき（上記（ハ）に該当する場合を除きます。）は、その建物
ハ	免税手続カウンターにおいて、免税販売手続を代理する複数の販売場の販売金額を一般物品と消耗品の別に合計している場合には、免税販売の対象となる下限額をその合計額でそれぞれ判断するものとされました。



現行制度

免税販売を行う場合、個別店舗ごとに免税手続を行う必要がある。

改正概要

- 商店街やショッピングセンター等において、各店舗の事業者が行う免税販売に係る手続を第三者に委託（ワンストップ化）することを可能とする制度を創設する。
- 免税手続を委託している複数店舗での購入額を合算して、免税販売の対象とすることを可能とする。



店舗における負担を軽減するとともに、外国人観光客等が個々の店舗毎に免税手続を行う煩雑さが解消され、免税制度の利用が促進される。

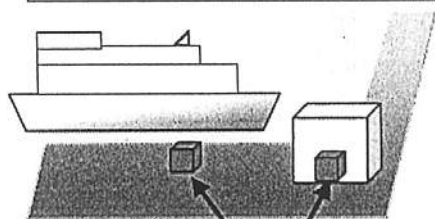
（出典：経済産業省「平成27年度 経済産業関係 税制改正について」）

② 外航クルーズ船が寄港する港湾での輸出物品販売場に係る届出制度の創設

外航クルーズ船が寄港する港湾の港湾施設内に場所及び期限を定めて臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）が、あらかじめ臨時販売場を設置する見込みである港湾施設につき納税地を所轄する税務署長の許可を受けている場合において、その設置日の前日までに輸出物品販売場を設置する旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度が創設されました。

外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗の免許許可申請ができることとなりました。

外航クルーズ船等の寄港時



臨時販売場設置



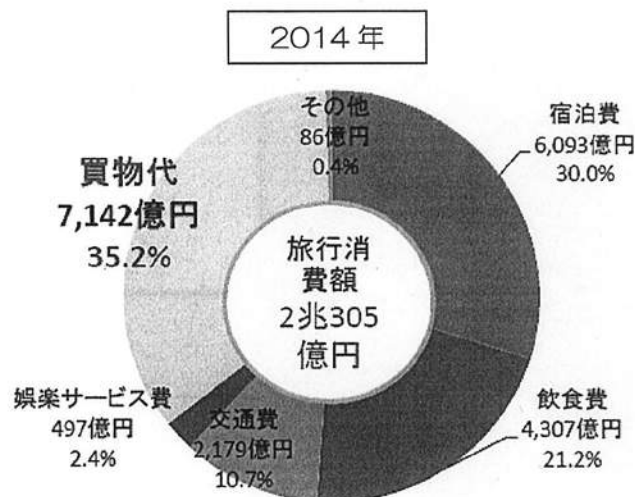
（注）上記①②の改正は、平成27年4月1日以後に行われる輸出物品販売場等の許可申請又は同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

【参考】訪日外国人と消費税免税店（輸出物品販売場）数の推移

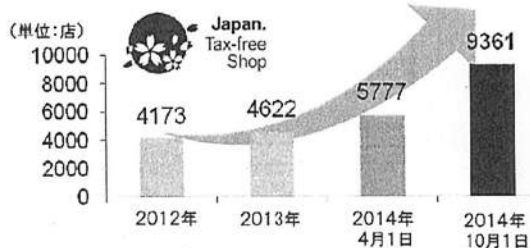
【旅行消費額と訪日外国人数の推移】



【訪日外国人の費目別旅行消費額】



【消費税免税店（輸出物品販売場）数の推移】



【消費税免税店（輸出物品販売場）数】

	店舗数		増加数	対前比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
福岡国税局	422	587	165	139.1%
福岡	371	507	136	136.7%
佐賀	24	37	13	154.2%
長崎	27	43	16	159.3%
合計	5777	9361	3584	162.0%

出典：観光庁・経済産業省 「外国人旅行者向け消費税免税店制度について」

お酒

昨今、朝ドラでウイスキー、輸出で清酒など酒類が注目されています。身の回りの税金酒税は、歴史も古く、嗜好品課税として高い負担を求めやすく、かつては国税収入の第1位になっていた税金です。

酒税は、酒税法にもとづき、酒類の製造場からの移出や輸入段階で課税されます。課税される酒類は種類に分けられ、税率は1klにつき、酒類ごとアルコール度数に応じて定められています。

酒税は、酒類製造者や輸入業者が納税義務者ですが、租税転嫁が認められ、販売価格に含められ、最終消費者が負担する個別消費税の1つです。

では、白紙の状態です。次のクイズに挑戦して下さい。

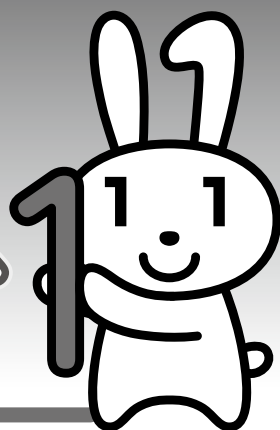


酒税○×クイズ

問1	酒税は消費という行為に対して課税される間接税である。	
2	酒税は酒類販売店が納税している。	
3	アルコール分が3パーセント未満であれば酒税はかからない。	
4	規制緩和策の一つとして、平成6年4月にビール製造免許に係る最低製造数量基準が年間2千klから60klに引き下げられた。	
5	我が国の酒税は、平成元年4月に従価課税制度が廃止され、従量税率の改正などが行われた。	
6	清酒や焼酎などの製造免許を許可するのは税務署長である。	
7	お酒は自由にどこで売ってもよい。	
8	お酒の小売価格は、法律で定められている。	
9	10月1日は「日本酒の日」、11月1日は「しょうちゅうの日」である。	
10	自家用果実酒造りが盛んですが、ぶどう酒は製造（自家消費）が禁止されている。	
11	酒税法上の酒類の分類は、大きく分けて20種類である。	
12	酒税負担率が最も高いのは清酒である。	
13	しょうちゅうには連続式蒸留と単式蒸留がありますが、連続式蒸留の方が品質が優れている。	
14	家庭などの料理に使われている「みりん」には、酒税がかかっている。	
15	ビールの酒税は、酒税収入全体の30パーセントを占めている。	
16	ビール大瓶1本（633ml）当たりの酒税額は約140円である。	
17	ビールと発泡酒の違いは、アルコール度数と製法の違いがある。	
18	ワインでは、白ワインよりも赤ワインの方が税率が高い。	
19	ウイスキーの語源は、「生命の水」という意味である。	
20	ジンやウォッカは、リキュール類に該当する。	

※答えは最終ページにあります。

平成27年10月以降、 国民の皆さま一人一人に マイナンバー(個人番号)が、 通知されます。



- 住民票を有する全ての方に1人1つの番号(12桁)が通知されます。
- 市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と異なるお住まいの方は、注意してください。
※国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。
帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
※外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、マイナンバーが付番されます。
- 法人には、1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、どなたでも自由に使用できます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

- 番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

【以下税務関係】

税務関係の申告書等に、
マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法 (書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)
第二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調査その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。)、住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)を記載しなければならない。(略)
※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調査その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調査その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
・給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
・生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ



○ 税務関係書類の様式変更イメージ

(例)

番号制度導入前

番号制度導入後のイメージ

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

○ このほか、給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書は、**A6サイズからA5サイズ**になります。

※ 給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、支払者の個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。

「支払者」の個人番号又は法人番号を記載(本人交付用には記載しません。)

支払を受ける者だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族等の番号記載が必要

※所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年財務省令第53号)より抜粋

様式がA6サイズからA5サイズに変更になります。

○ 税務関係書類への番号記載時期

税目	記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成28年分の確定申告期(平成29年2月16日から3月15日まで)	○ 年の途中で出国⇒出国の時まで ○ 年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成29年2月1日から3月15日まで	○ 年の途中で死亡⇒相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	○ 中間申告書⇒事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 ○ 新設法人・決算期変更法人⇒決算の日から2月以内
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<個人> 平成28年分の場合⇒平成29年1月1日から3月31日まで <法人> 平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	○ 個人事業者が年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで ○ 中間申告書 ○ 課税期間の特例適用
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成28年1月1日に相続があったことを知った場合⇒平成28年11月1日まで	○ 住所及び居所を有しないこととなる時⇒住所及び居所を有しないこととなる日まで
酒税・関税等	平成28年1月1日以降の移出等に係る申告書から	平成28年1月分の場合⇒平成28年2月1日から2月29日まで	○ 平成28年中から提出
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(※)	(例)平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで (注)平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したもの」とみなされる取引に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの発までの間に行うことができます。	(例) ○ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内 ○ 退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	○ 平成28年中から提出

(※) 法定調書提出義務者(個人番号関係事務実施者)は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払先の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要となります。

酒税●×クイズ回答

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
○	× 酒類製造者	× 1%	○	○	○	× 免許	× 自由	○	○
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
× 17	× ビール	× 蒸留法	○	× 45.5%	○	× 麦芽使用量	× 同じ	○ ゲール語	× スピリッツ